

神奈川フィル解雇事件で県労働委員会

完全勝利命令

**解雇無効
賃金支払い**

神奈川県・黒岩知事は「解雇撤回と再審査請求しないこと」を神奈川フィルに指導を
神奈川フィルは県労委命令を即時履行し、杉本さん・布施木さんを職場に戻せ

7月24日、神奈川県労働委員会は、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の理事らが神奈川県職労連公務一般労組神奈川フィルハーモニー分会を嫌悪し弱体化を図るため、正当な理由なく分会役員であった杉本正氏と布施木憲次氏を解雇したとして不当労働行為による解雇を認定。

(認定理由の詳細は裏面のとおりに)

二人の解雇は不当労働行為であるとして「解雇の撤回と原職復帰」「解雇通知以降の賃金支払い」「不当労働行為の事実を労働者に周知する掲示掲出」を命令しました。

神奈川県職労連・神奈川県職労は、労働委員会の命令を受け、神奈川県・黒岩知事に、県民の財産である神奈川フィルハーモニーの運営が憲法・法令に基づき健全に行われるよう、神奈川フィルハーモニー管弦楽団に対し「命令に従い二人の解雇を撤回し、命令を不服とする再審査請求を行わないよう」強く求めるよう要請するものです。

「県民の財産」だからこそ、その運営は憲法・法令に基づく健全なものでなくてはならない。

神奈川フィルハーモニーは、神奈川県を代表するプロのオーケストラであり、経営危機に直面したなか黒岩知事自ら応援団長となってブルーダル基金の取り組みを推進。「県民・市民の音楽鑑賞機会の充実」を図るため神奈川県をはじめ多くの自治体から財政支援を受けるとともに、多くの県民から募金が寄せられ、ようやく累積債務を解消しました。

そうした神奈川フィルハーモニーの理事の一部が団員の一部を嫌悪し、その団員の加わる労働組合に対する悪質な不当労働行為を行っていたことは「県民に対する裏切り行為」であり「県民の財産」を汚す行為といわざるを得ません。



勝利命令を受けて 県労働委員会にて

神奈川県は「県民の財産」を守るため、神奈川フィルハーモニーの行っていた憲法・労組法違反の不当な行為を断罪するとともに、具体的な手立てとして、神奈川フィルハーモニーに「命令に従い二人の解雇を即時撤回し、違法行為の積み重ねとなる再審査請求をしないよう」指導する立場にあるといえます。

そして、そのことが、神奈川フィルハーモニーが財政面だけでなくその運営でも健全にしていく方法であり、県民の期待と信頼の上に本当の意味で「県民の財産」となる路と考えます。

黒岩知事は神奈川フィルハーモニーの応援団長として、神奈川フィルハーモニーへの指導を速やかに行うべきです。

不当労働行為に加担した県は、命令を受け緊急理事会の開催を求め、解雇撤回を求めるべき。

県の第三セクターや指定管理者、県補助対象事業実施団体、法令等に基づく指導監督団体では、県補助金の削減等を背景に、各団体の財政状況や経営者側の都合で、解雇や労働条件の切り下げが行われ、労働争議となるケースが見られます。

これらの労働争議について、多くの神奈川県の所管部局や所管課の判断は「労使自治不介入」の原則のもと積極的な対応は行わず、神奈川フィルハーモニーの問題でも神奈川県は同様の対応をとってきました。

労使自治に関する課題については、基本的に労使間の話し合いで決着すべきものであり、背景資本にもなる県や経営者側である理事等が不当に介入すべきではないということは県職労連としても認めるところです。



杉本さん、布施木さん 報告集会にて

しかし、労働委員会の命令が出された中、理事である神奈川県として、そうした立場でいられないことは明らかです。

杉本さん布施木さんは、理事会で「演奏能力がない」との理由で解雇されました。県の理事も、その理由で解雇することに同意しました。しかし、労働委員会の決定は、理事会における解雇理由は正当なものではないと認定。解雇は労働組合活動を嫌悪して行われ

たと認定しました。つまり、理事会の決定に参加した神奈川県は不当労働行為に明らかに加担したことになります。

「労使自治不介入」というなら、今回の労働委員会命令を受け、神奈川県として臨時理事会の開催と、解雇を決定した理事会審議を再度やり直すことを速やかに求めるべきです。

労働委員会が神奈川フィルハーモニーが行った行為を不当労働行為とし、解雇には理由がないとした認定理由は次のとおり。

不当労働行為の認定

県労働委員会は、杉本氏、布施木氏に対する解雇が不当労働行為にあたることを認定するにあたり、神奈川フィルの理事らに神奈川フィル分会を嫌悪し、その弱体化を望む不当労働行為意思があったことを認定しました。

神奈川フィルには、神奈川フィル分会の結成以前から、音楽家ユニオンという労働組合が存在していましたが、神奈川フィルが音楽家ユニオンを「協力的な組合」「正しい組合」とする一方、神奈川フィル分会を「共産党系の組合」あるいは音楽家ユニオンの「対抗勢力」と位置付け、団体交渉の席上でも、神奈川フィル分会を「30年以上前の組合」「信頼関係なんかどこにもない」「音楽家ユニオンと合意したんだからいいじゃない」と分会の存在や活動を否定、軽視する発言を繰り返したことを認定し、神奈川フィルに不当労働行為意思があったことを認定しました。

さらに、神奈川フィルが2人を解雇したことで、円滑な組合活動が阻害され、分会の活動に抑制的効果を及ぼしたことを認定し、2人に対する解雇が不利益取扱、支配介入のいずれにも当たることを認定しました。

解雇に関する判断

県労働委員会は、杉本氏、布施木氏に対する解雇が不当労働行為にあたることを認定し、解雇を無かったもの



勝利命令記者会見

として2人を原職に復帰させるとの判断を下しました。

神奈川フィルは、杉本氏、布施木氏について、それぞれ4つの解雇理由を示していました。2人に共通する解雇理由として、「①演奏技術が著しく低く、それについて指揮者から指摘を受けていること、②演奏中や練習における態度がきわめて悪いこと、③度重なる事情聴取等呼び出し、始末書の提出等の要請について、応じなかったこと」の3点が挙げられ、杉本氏の解雇理由として、「④黒木岩寿氏に対し精神的ダメージを与え、また、退団したことにより楽団に多大な損失をもたらしたことが、布施木氏の解雇理由として、「④文化庁事業である沖縄公演に際し、時と場所を弁えない発言により文化庁との間に信用問題を引き起こし、楽団の品位を汚し、名誉を傷つけたこと」が挙げられていました。

県労働委員会は、これらの解雇理由のうち、①、②について、根拠とされている指揮者の指摘について具体性に乏しく、音楽的専門家を含まない評価委員会が2人の演奏を実際に聴取するなどの機会を設けることなく、指揮者による指摘についてのみ解雇を決定しているとして、解雇の理由とすることに合理性はないと判断しました。また、③、④については、いずれもすでに決着済みの問題と見るべきであり、同様の行為が繰り返されたといった事情も認められない以上、解雇の理由とすることに合理性は認められないと判断しました。



51人の参加で勝利命令報告集会